

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【公開番号】特開2006-326321(P2006-326321A)

【公開日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-048

【出願番号】特願2006-170646(P2006-170646)

【国際特許分類】

A 45 D 40/26 (2006.01)

【F I】

A 45 D 40/26 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月25日(2009.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

睫毛及び／又は眉毛に組成物を付加するためのアプリケータ(3)であって、柄(8)と、

前記柄の一端にあるアプリケータ部材(10)と、
を含み、

前記アプリケータ部材は、
プラスチック材料で作られた縦軸に沿って細長い支持体(11)、
を含み、

前記支持体は、近位端で前記柄(8)に結合されており、自由遠位端を有し、更に、該支持体の前記縦軸(X)に沿って延びる2つの分枝部(12、13)のみを含み、該分枝部は、その間に単一の開口部(19)を形成し、かつ一緒に該支持体の最大幅(W)を形成し、

前記アプリケータ部材は、更に

前記分枝部の長さの少なくとも半分にわたって前記開口部(19)の上以外に延びるアプリケータ要素を列が含む、該分枝部の1つにある少なくとも1列のアプリケータ要素(23)、

を含む、

ことを特徴とするアプリケータ。

【請求項2】

前記分枝部(12、13)は、それらの端部で互いに結合されていることを特徴とする請求項1に記載のアプリケータ。

【請求項3】

前記開口部(19)は、実質的に平面であることを特徴とする請求項1又は2のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項4】

前記開口部は、前記支持体の外形と実質的に同じ形状を有していることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項5】

前記支持体(11)は、その幅よりも少なくとも1.5倍長いことを特徴とする請求項

1から4のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項6】

前記支持体の各分枝部(12、13)は、少なくとも1列(20、21)のアプリケータ要素を含むことを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項7】

前記アプリケータ要素(33、34；40、41)は、前記支持体の2つの対向する側に延びていることを特徴とする請求項1に記載のアプリケータ。

【請求項8】

前記支持体の分枝部に沿って延びるアプリケータ要素の少なくとも1列の軸(Z)は、直線的であることを特徴とする請求項1から7のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項9】

少なくとも1列の前記アプリケータ要素(23)の各々は、前記開口部(19)の前記平面に対する法線(N)と実質的に平行な方向に延びていることを特徴とする請求項1に記載のアプリケータ。

【請求項10】

列の複数の連続するアプリケータ要素は、少なくとも部分的には、幾何学的分割面のいずれの側にも交互に延びることができる、ことを特徴とする請求項1から9のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項11】

列の少なくとも2つの連続するアプリケータ要素は、アプリケータ部材が列の軸に実質的に垂直である方向に沿って観察したとき、互いにクロスオーバーしてもよいことを特徴とする請求項1から10のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項12】

支持体及びアプリケータ要素の少なくとも1つは、磁性粒子を含む、ことを特徴とする請求項1から11のいずれか1項に記載のアプリケータ。

【請求項13】

睫毛及び/又は眉毛に付加するための化粧品及び/又はケア製品を含む組成物のためのパッケージ化及びアプリケータ装置(1)であって、

請求項1から9のいずれか1項に記載のアプリケータ(3)と、

睫毛及び/又は眉毛に付加するための組成物(P)と、

を含むことを特徴とする装置。

【請求項14】

前記組成物を収容する容器を含む、ことを特徴とする請求項13に記載の装置。

【請求項15】

容器は、拭き取り部材を含むことができる、ことを特徴とする請求項14に記載の装置。